

令和7年2月6日
独立行政法人水資源機構
中部支社長 笠井 泰孝

独立行政法人水資源機構中部支社における
債券運用に係る引合いに参加を希望する
事前登録金融機関の募集について
(令和6年度)

独立行政法人水資源機構(以下「当機構」という。)中部支社における有価証券の取得による資金運用について、独立行政法人通則法第47条第1号の規定に基づき実施します。つきましては、当該資金運用の引合いに参加を希望する事前登録金融機関を募集します。

なお、資金運用を実施する際には、原則として安全性の確保を最優先とし、事前登録を行った複数の金融機関に対し引合いを行うことで競争性の確保を図ることとします。

詳細については、以下の通りとなりますので、内容を十分にご理解の上、登録にご応募願います。

I. 応募要項等について

1. 事前登録金融機関の資格要件

- (1) 有価証券の売買に係る取引を行うために必要な業務の認可等を受けて おり、業務停止等の措置期間中でないこと。
- (2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第66条の27に定める内閣総理大臣の登録を受けている信用格付業者から、長期債務格付が「A格」以上の評価を受けていること。

2. 登録について

(1) 提出が必要な書類

① 申請書(別記様式1)

記載内容

ア ご担当者及び連絡先

ご担当者氏名(2名まで登録可能)

所属部署、連絡先の電話番号及びメールアドレス

イ 「I.1. 事前登録金融機関の資格要件」を満たすこと

② 申請書添付資料

① イについて確認できる資料

※提出は電子メールまたは郵送によるものとします。

また、追加の情報を求める場合があります。

(2) 有効期間・更新

登録完了した年度の末日までとし、双方からの申し出が無い限り自動更新とします。

(3) 登録抹消・解除等

以下の場合には、通知のうえ登録を解除します。

- ・(1)による提出書類に虚偽の記載が認められた場合
- ・資格要件及び5①の取引条件を満たさなくなった場合(該当する場合は、すみやかに書面にて申し出てください)
- ・引き合い参加時に無回答の場合(条件提示書又は辞退の旨の書面のいずれも提出しない場合)

3. 受付締切日

令和7年2月19日(水)

※郵送の場合は提出先に必着

4. 提出先(お問い合わせ先)

独立行政法人水資源機構中部支社総務課

住所: 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番1号

メールアドレス: chubu_water@water.go.jp

担当者: 黒田(電話 052-231-7541)

5. その他留意事項等

①取引条件

- ・取得した有価証券について、口座管理機関として管理を行うこと。
- ・口座管理機関として管理する有価証券の償還金の支払い及び各期の利払いについて、当機構に対し事前に通知を行うこと。
- ・口座管理機関として管理する有価証券について、毎月末の残高証明書を発行すること。
- ・口座管理に係る費用(取得に係る振込手数料を除く。)はすべて無償とすること。

②事前登録金融機関に決定した者については、2月下旬に通知します。

③事前登録金融機関の資格要件及び①の取引条件について満たさなくなった場合には、すみやかに書面にて申し出てください。

④引合い及び運用手続きにおいて使用する言語は、日本語とします。

II. 引合いについて

注: 以下は、現時点における想定を記載したものであり、今後変更となる可能性があります。

最終的な引合いの実施方法は事前登録金融機関決定後にご案内します。

規模等は、資金状況等を踏まえて設定することとします。

1. 令和6年度の運用は下記の程度を予定しています。

運用金額: 0.5億円～1億円程度

運用期間: ～20年

2. 金融商品は、次のいずれかによるものとします。

① 国債

② 地方債(共同発行債、地方公共団体金融機構債及び地方公社債を含む。)

③ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が補償する債券をいう。)

3 取引先金融機関は、原則として、以下の方法により決定します。

(1) 当機構から事前登録金融機関に運用方法、運用額、運用期間等を指定した上、引合いへの参加を依頼しますので、当機構が設定した回答期限までに条件提示書をご提出いただきます。

辞退される場合はその旨の書面を提出願います。

なお、引合いの都度、必ずしも全ての事前登録金融機関に提案を求めるものではなく、引合いの内容により、ご参加いただく金融機関を限定させていただくことがあります。

(2) 提出された条件提示書に基づき、利回りが最も高いものから順に落札者を決定します。

(3) 同一利回りの応札が2つ以上ある場合は、表面利率の高いもの、同一表面利率の場合には単価の低いものを優先します。さらに、同じ単価である場合は、原則として提示ロットが大きいものを優先します。さらに、提示ロットが同じ場合は、当機構において引合い業務に関係しない職員によるくじ引きで決定するものとします。

(4) 入札後、落札者の決定前に、市場の関係で落札予定者の債券が売れてしまった場合には、次に有利な応札者を繰り上げて落札者とします。よって、予定していた債券が売れてしまった場合は、速やかに辞退の旨を書面で提出してください。

以 上